令和８年１１月１６日
担当課名：経営戦略部契約検査課
担　　当：入札係
内　　線：1351、1353
直　　通：092-332-2102

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者　　福岡県福岡市博多区大井１丁目６番３号
木村土建株式会社　代表取締役　　木村　寿子

２　指名停止の期間　　令和８年１１月１６日から令和８年１２月１５日まで（１月間）

３　事実概要
当該業者は、福岡県建築都市部発注「福岡武道館解体工事（第２工区)」において、解体作業に伴う屋根葺き材の撤去作業中、作業員が外部足場と軒先の隙間より転落（高さ約８ｍ）し、重傷を負ったため。

４　指名停止の理由
上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第１第８号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止１月間とする。

【指名停止等措置規程別表第１第８号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に該当)】

措置要件	期　　間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) ８　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上２月以内